

## 1 組織の使命（どのような役割を担うのか）

危機管理室は、防災・災害対策と日常の防犯対策を一体的に実施し、安全・安心活動を通じた住民同士の助け合いの意識を高めるとともに、多様なリスクに対する行政としての対応力を総合的に強化することで、「安らぐまち」を実現する。

## 2 基本情報

(1)令和8年度局全体当初予算額

一般会計 6.3億円(うち一般財源 4.8億円)

(2)組織(部名) (R8.4.1付)

危機管理室

(3)所管の政策連携団体

なし

(4)所管の主な公共施設(運営方法:直営、指定管理、その他)

直営	・堺町安全・安心センター	・消費生活センター
指定管理	・交通安全センター	

## 3 令和7年度局区X方針の振り返り

○全体の振り返り(総評)

防災人材の育成や緊急参集訓練の実施により、職員の災害への対応力を強化するとともに、小中高生・大学生と地域が連携した防災教育などを通じて、新たな担い手の育成と自助・共助意識の醸成を図るなど、持続可能な地域防災の基盤づくりに努めた。

また、避難所運営体制では、迅速に避難所を開設し・運営体制を整えるため、職員の居住地を考慮した効率的な避難所運営の手法(改善案)を取りまとめた。

○変革が実現した課題・取組内容・市民にもたらされた効果

緊急参集訓練の実施、効率的な避難所運営体制の構築や小中高生・大学生と地域が連携した防災教育などにより、防災意識の醸成や対応力の向上が図られた。

また、危機管理センターの整備や客引き行為への対策など変革途中の課題についても、方向性について詳細な検討を重ねるなど、課題解決に向けて確実に前進している。

○取組・進捗が十分でなかった項目・内容(理由)・令和8年度に向けた考え

避難行動要支援者に対する避難支援の仕組みづくりについて、モデル調査の実施期間中に「警戒レベル3(高齢者等避難)」の発令がなく、実災害における検証実績が得られなかったため、事業の有効性や運用上の課題を十分に把握することができなかった。

令和8年度は、実証訓練やアンケート結果を踏まえて課題を具体的に整理・分析し、関係事業者との協議を深めつつ、実効性の高い仕組みづくりと段階的な全市展開につなげていく。

## 課題領域 A

政策分野	課題名	課題に対する取り組み
防災	(1)危機管理センターの整備検討	基本構想の策定及び整備にかかる予算等の調整
安全安心	(2)客引き行為への対策	巡視体制の強化及び禁止区域の拡大等

## 課題領域 B

政策分野	課題名	課題に対する取り組み
防災	(1)新たな担い手の育成等による地域防災力の向上	(1)小中学生・高校生・大学生までの教育段階に応じた防災知識の普及 (2)学校と地域の連携による新たな担い手の仕組みづくり
防災	(2)避難行動要支援者に対する避難支援の仕組みづくり	実災害時における避難支援の検証

### 【凡例】

#### ○課題領域

- A ・行政サービス現場改善にかかる課題
- B ・課題の掘り起こしが済み、変革の実行段階にあるもの  
・課題の掘り起こしを更に進め、実行段階へ繋げていくもの
- C ・将来を見据えて、今から着手しなければならない課題

課題A (1) 危機管理センターの整備検討 [分野：防災]

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト：高】【緊急度：高】

②課題の内容

- 大規模災害が発生した際に、市の部局を跨いで全庁的に関係する職員や、警察、自衛隊など防災関係機関の関係者が一堂に会して情報を共有し、対策案を協議するための施設、設備(危機管理センター)が必要である。

③課題の背景や現状

- 近年、自然災害が激甚化、頻発化する中で、災害に関する情報などを迅速かつ正確に共有するとともに、対策を立案できる施設(会場)、設備の必要性が高まっている。
- 令和6年度及び令和7年度に、小倉東断層や南海トラフによる大規模災害を想定した総合防災訓練(災害対策本部などの関係者80人程度)を実施したが、会場の広さや設備が足りないこと、更には、常設でないため機器等の搬入、設置に多くの時間を要するといった課題が確認された。


④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

- 危機管理センターの設置により、大規模災害が発生した場合、即座に災害対策本部等を立ち上げることが可能となり、的確・迅速な災害応急対策を実施することで、被害を最小限にとどめ、市民をはじめ多くの方々の生命・財産を守ることができる。

⑤令和8年度 of 取組内容(四半期間隔)

(1) 基本構想の策定及び整備にかかる予算等の調整

これまでに実施した防災訓練での課題等を踏まえて、レイアウト等の検討を行い、最も効果的な整備案(基本構想)を策定するとともに、令和9年度以降の整備に向け、予算等の調整を行う。

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市視察など</li> <li>・整備案の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備案の策定</li> <li>・予算要求に向けた準備作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算要求・調整</li> </ul>	

## 課題A (2) 客引き行為への対策【政策分野：安全安心】

## ①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス【インパクト:高】【緊急度:高】

## ②課題の内容

- 北九州市の玄関口である小倉北区の繁華街で行われている悪質な客引き行為は、市民や観光客の安全かつ快適な通行を著しく阻害するとともに、都市のイメージ向上やナイトエコノミーの成長を阻害する重大な要因となっている。
- 市民生活の安全性・快適性向上と地域経済の活性化を図るため、客引き行為の適正化に向け実効的な対策を推進することが急務となっている。

## ③課題の背景や現状

- 地域の声や「繁華街における客引き行為等への対策検討会議」の意見を踏まえ、令和4年に「北九州市客引き行為等の適正化に関する条例」を制定・施行した。  
同条例に基づき禁止区域の指定と巡視員(6名)の配置により、条例施行前後で客引き行為が約半減するなど、一定の効果が確認されているものの、悪質な客引き行為は依然として散見される状況であり、より実行的な対策の取組の検討が必要である。
- 現在の禁止区域である京町・魚町地区に加え、風営法上「接待」を伴う飲食店が多く存在する鍛冶町・堺町・紺屋町地区についても、禁止区域への追加指定を求める声が寄せられている。  
※ 鍛冶町・堺町・紺屋町地区では現状、県警が「風営適正化法」及び「県迷惑行為防止条例」により取締りを実施。
- 禁止区域拡大の可否については、令和7年度に「客引き行為等適正化推進協議会(附属機関)」に諮問し、「地域における自主的な取組や、地域全体での合意形成がなされ、自助・共助の動きが確認されたのち拡大を判断すべき」との答申を得ている。
- 連携を強化し、客引き対策を総合的に推進するため、事業者・県警・行政等で組織する「客引きゼロパートナーシップ北九州」を令和7年11月に発足し、地域ぐるみの対策強化を図っている。

## ④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

- ・誰もが安全かつ快適に通行し、利用できる環境が形成される。
- ・北九州市の魅力と活力の向上及び安全・安心を実感することができるまちの実現に資する。

## ⑤令和8年度の取組内容(四半期間隔)

## (1)巡視体制の強化及び禁止区域の拡大等

- ・ 巡視体制の強化 巡視員を増員(6名→10名)
- ・ 禁止区域の拡大 鍛冶町・堺町・紺屋町を禁止区域に指定
- ・ AI監視カメラ設置 監視カメラとAI技術を連携させた効果検証
- ・ 連携強化 「客引きゼロパートナーシップ北九州」における客引き対策の展開

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・巡視体制強化(増員)	・禁止区域の拡大	・巡視実施	→
・AI監視カメラ検討	・AI監視カメラ設置	・AI監視カメラ検証	→
・連携強化(客引きゼロパートナーシップ北九州)			→

## 課題B (1) 新たな担い手の育成等による地域防災力の向上【政策分野：防災】

## ①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:高】【緊急度:高】

## ②課題の内容

- 大規模災害時には、市施設や車両等の被災や職員の被害等により、「公助」が十分に機能しない事態が想定されるため、住民同士の救助・避難誘導など、「共助」を高めていく必要がある。
- 災害時の「共助(地域の力)」を高めるためには、地域防災の新たな担い手を育成する仕組みづくりが必要不可欠であり、防災教育を通じて、子供のころから“自らの命は自らが守る”という「自助」意識を育みつつ、地域で主体的に防災に従事する意識を醸成する。

## ③課題の背景や現状

- 北九州市は、大規模災害の経験が少ないことによる防災意識の低さが課題となっており、特に若い世代(18～29歳以下)の意識の低さが目立つことから、防災意識の醸成が急務となっている(令和8年2月・行政評価に係る市民アンケートによる)。
- 政府機関の類似調査(令和6年5月時点)でも、南海トラフ地震が想定される太平洋沿岸地域や過去に大きな地震を経験した地域と比較すると、福岡県の防災意識の低さが窺える。
- 地域防災を担う人材の多くは、自治会の会長や役員など高齢化・固定化しており、次世代への継承が出来ていないといった声が地域から上がっている。

## ④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

- 防災教育を通じて、子どもの頃から“自らの命は自らが守る”という「自助」意識を育み、主体的に行動できる人材を育成する。
- “自分も地域の一員である”という意識の醸成により、地域住民同士が支え合う「共助」の担い手を増やし、若い世代を起点とした、地域防災意識の変革を図る。
- その結果、市全体の「自助・共助」を高めることができ、災害等に強いまちづくりが持続的に推進され、「安らぐまち」を実感することができる。

## ⑤令和8年度の実施内容(四半期間隔)

## (1)小中学生・高校生・大学生までの教育段階に応じた防災知識の普及

## 【小中学生】

- ・ 教育委員会の防災・減災教育推進校である門司中学校、横代中学校、藤木小学校、筒井小学校において、市内の体験型防災教育施設をリスト化し、防災授業をより効果的なものとするモデル事業を実施する。

## 【高校生・大学生】

- ・ 学生が地域の防災活動に参画するきっかけづくりとして、高校(明治学園ほか)や大学(北九州市立大学、九州共立大学、九州工業大学ほか)への防災授業を通じて、学生が地域等の防災イベント等への参画を働きかけるとともに、大学等が有する専門的な知識を活用し、小中学生向けの体験型授業(可視化等)が行えるよう、学生考案の防災授業メニューを検討する。

## 課題B (1) 新たな担い手の育成等による地域防災力の向上【政策分野：防災】

## ⑤令和8年度の実施内容(四半期間隔)

(2) 学校と地域の連携による新たな担い手の仕組みづくり  
 (1)の取組の成果として、子どもたちが地域防災の一助を担う仕組みづくりや、防災意識の低い世代に波及させる仕組みづくりなどを検討する。

第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期(1～3月)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災授業の実施</li> <li>・教育委員会と協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災授業の実施</li> <li>・学校による防災事業等の計画立案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校による防災事業等の地域との共同開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の振り返り</li> <li>・小中学生、高校生・大学生の地域参画方法の検討</li> </ul>

## 4 課題

### 課題B (2) 避難行動要支援者に対する避難支援の仕組みづくり【政策分野：防災】

#### ①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス【インパクト:高】【緊急度:高】

#### ②課題の内容

- 令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、災害時に避難が困難な避難行動要支援者を安全に避難させるための個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったが、「親族が近くに住んでいない」「移動手段がない」などの理由から、個別避難計画が作成できない避難行動要支援者が存在している。  
このため、個別避難計画が作成できない避難行動要支援者が、災害時に避難できる仕組みを構築する必要がある。

#### ③課題の背景や現状

- 個別避難計画の作成は、地域の協力を得て行っており、地域での作成が困難な場合は、令和4年度から福祉専門職へ委託し、個別避難計画の作成を進めているものの、作成率は令和7年度末で61.2%(平成28年度:9.1%)となっている。
- 約3割の避難行動要支援者は、「親族が近くに住んでいない」「移動手段がない」などの理由により、「個別避難計画」を作成することができない。
- このため、令和6年度から福祉事業者やタクシー事業者などの協力を得て、避難支援を行うモデル事業に着手し、課題の抽出や実災害時における実効性の確認など検証を行っている。

#### ④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

- 福祉事業者やタクシー事業者からの支援を受ける仕組みを構築し、全市展開につなげていくことで、避難行動要支援者の個別避難計画の作成がさらに進み、災害時に避難できる環境が整備される。

#### ⑤令和8年度 of 取組内容(四半期間隔)

##### (1) 実災害時における避難支援の検証

- ・ 令和7年度のモデル事業・訓練結果を踏まえた課題の整理
- ・ モデル事業の継続実施及び実施結果の分析
- ・ 実績が得られない場合、実証的な訓練の実施

第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・事業者との協議 ・対象エリアの選定等 ・避難支援の検証	・避難支援の検証	・避難支援の検証	・モデル調査やアンケート結果から課題を抽出 ・課題に対する改善策の検討 ・事業者や関係部局等との協議 ・実績が得られない場合、実証的な訓練